				成24年度主要な政策	東I〜徐る記	许伽昔 		(総務省23一②
政策名 (※1)	政策20:消防防災体制の充実強化				分野	国民生活と安心・安全		
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発しての変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。						体及び財産を災害から守るため	
基本目標 【達成すべき目標】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。							
	区分			21年度	224	年度	23年度	24年度
		当初 ⁻	予算(a)	11,059,575		10,715,141	11,100,560	10,689,34
	予算の	補正	予算(b)	44,160,427		1,001,283	58,826,186	1
政策の予算額・執行額等	状況(千円)	繰越	し等(c)	-33,297,083		29,662,842		
		合計(a	a+b+c)	21,922,919		41,379,266		
	執行額(千円)			19,884,046		34,270,595		
政策に関係する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(抜粋)			
	第180回国会における野田内 閣総理大臣施政方針演説		I	害対策 平成24年1月24日 また の重力		津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。 (中略) また、消費者行政に万全を期すとともに、テロやサイバー攻撃、大規模自然災害、国内タの重大事件・事故など、国民の生命・身体・財産を脅かす緊急事態については、常に緊張感と万全の備えを持って危機管理対応を行います。		
	第174回国会における鳩山内 閣総理大臣施政方針演説		平成22年1月29日		消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。(中略)地震、台風、津波などの自然災害は、アジアの人々が直面している最大の脅威の一つです。過去の教訓を正しく伝え、次の災害に備える防災文化を日本は培ってきました。これをアジア全体に普及させるため、日本の経験や知識を活用した人材育成に力を入れてまいります。			
	第173回国会における鳩山内 閣総理大臣所信表明演説			で被 平成21年10月26日 防ジ ンテ		最近でも、スマトラ沖の地震災害において、日本の国際緊急援助隊が諸外国の先陣を切って被災地に到着し、救助や医療に貢献いたしました。世界最先端レベルと言われる日本の防災技術や救援・復興についての知識・経験、さらには非常に活発な防災・災害対策ボランティアのネットワークをこの地域全体に役立てることが今後、より必要とされてくると思っております。		
施策目標	測定指標			基準(値)(※2) 【年度】		実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】		(値)(※3) 年度 】
	1 消防団員数		883,6	98人(平成22年4月1日現在) 【22年度】	る表示制度、対に着目した雑誌	に協力している事業 女性団員や学生団 志広告や入団促進 !布、少年消防クラ	員の増加 【2 パンフレッ	増加(対前年度増) 3年度】

施策目標		測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値)(※3) 【年度】
緊急消防援助隊・消防防実強ののこと	1	消防団員数	883,698人(平成22年4月1日現在) 【22年度】	消防団活動に協力している事業所に対する表示制度、女性団員や学生団員の増加に着目した雑誌広告や入団促進パンフレット等の作成・配布、少年消防クラブなど将来	消防団員数の増加(対前年度増) 【23年度】
	2	うち女性消防団員数	19,043人(平成22年4月1日現在) 【22年度】	の消防団員の担い手育成や各種先進事例 の照会等を行うことにより、団員の確保、理 解促進を図った。 消防団員数 879,978人 (平成23年4月1日現在) うち女性消防団員数 19,577人 (平成23年4月1日現在) (平成25年2月28日追記) 【平成23年度】	うち女性消防団員数(20,000人) 【23年度】
	;	自主防災組織 の組織 活動カバー率	74.4%(平成22年4月1日現在) 【22年度】	自主防災組織活動の指針である「自主防災組織の手引」や指導者用防災教材「チャレンジ!防災48」等の作成など、自主防災組織の結成促進・活性化に向けた取組を実施。 75.8%(平成23年4月1日現在) (平成25年2月28日追記) 【平成23年度】	76% 【23年度】
	4	防災拠点となる公共施 設等の耐震率	防災拠点となる公共施設等の耐震率 75.7% 【22年度】		防災拠点となる公共施設等の耐震率の向上 (対前年増) 【23年度】 防災拠点となる公共施設等の耐震率85% 【25年度】
	5	消防の広域化の推進の 環境整備のための取組 状況	消防の広域化を検討している地方公共団体に対して、消防広域化推進アドバイザーを派遣するといった消防の広域化に対する理解を深めるなどの推進運動を積極的に実施 【22年度】	消防広域化アドバイザー派遣:8回 消防広域化セミナー:5回 【平成23年度】	消防の広域化の推進の環境整備の促進 【23年度】
	6	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。)	住宅火災による死者数:1,022人(平成22年中) 【22年度】	住宅火災による死者数1,070人(平成23年 中) 【平成23年度】	50%減(平成17年比、平成17年中の住宅火災 による死者数:1,220人) 【23年度】

緊急消防援助隊・消防防災 体制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図ること	7	防火対象物定期点検 の実施率の向上	58.1% 【22年度】	防火対象物定期点検報告制度の更なる 周知を図り、実効性を向上するため、テナント等が消防法令順守意欲を維持できるよう な方策等について、前年度に引き続き、平 成23年度においても検討。 59.0% (平成25年2月28日追記) 【平成23年度】	70% 【23年度】
	8	特定違反対象物数 の 改善	229件 【22年度】	「違反是正支援アドバイザー制度」を活用し、各消防本部に対し個別具体的な事案に対する違反処理の進め方等のアドバイスを実施。 224件 (平成25年2月28日追記) 【平成23年度】	特定違反対象物数の減少(対前年度減) 【23年度】
	9	危険物施設における事 故件数	536件 (平成22年中) 【22年度】	585件(平成23年中) 【平成23年度】	事故件数の低減(対前年減) 【23年度】
	10	緊急消防援助隊の登録 隊数	4,278隊(平成22年10月1日現在) 【22年度】	4,354隊(平成23年4月1日現在) 【平成23年度】	緊急消防援助隊の登録隊数の増加(対前年 増)【23年度】 おおむね4,500隊【25年度】
	11	市町村防災行政無線 (同報系)の整備率	市町村防災行政無線の整備率 76.4% 【22年度】	市町村防災行政無線の整備率 76.6% (平成25年2月28日追記) 【23年度】	整備率の向上 【23年度】
	12	都道府県・市町村にお ける国民保護に関する 訓練の実施件数	66件 (平成22年中) 【22年度】	49件(平成23年中) 【平成23年度】	実施件数の向上 【23年度】
	13	消防防災施設災害復旧 費補助金及び消防防災 設備災害復旧補助金に よる整備状況	消防防災施設災害復旧費補助金及び消 防防災設備災害復旧補助金の申請予定 団体を把握する 【22年度】	交付決定団体数:134団体 【平成23年度】	消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防 災設備災害復旧補助金による整備団体数 【23年度】
教急救命体制の強化・国際の対象を消防防災体制の充実にの安心・安全の向と	14	国際緊急援助隊への迅 速・効果的な対応体制 の向上のための取組状 況	平成22年度は、消防庁として国際消防救助隊セミナーを実施、また、JICA等と連携し、JDR救助チーム技術訓練等の各種研修・訓練を実施し、国際消防救助隊を含む国際緊急援助隊の活動能力強化を図った。 【22年度】	実践的訓練:3回実施 参加人数:197名(登録隊員599名) 【平成23年度】	独自の研修・訓練等の実施 【23年度】
		救命率の推移	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4%(平成22年中) 【22年度】	救急搬送体制の強化や救急業務の高度 化等、救急業務の課題について検討を行 い、報告書を取りまとめた。 心原生かつ一般市民によって心肺機能停 止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生 存率11.4%(平成23年中) (平成25年2月28日追記) 【23年度】	救急搬送における救命率の向上 【23年度】
		(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案3.8% 小児傷病者搬送事案3.2% 救命救急センター等搬送事案3.8% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.8% 産科・周産期傷病者搬送事案6.9% 小児傷病者搬送事案割合 2.5% 救命救急センター等搬送事案5.0% (平成22年中) 【22年度】		各都道府県が策定した傷病者の搬送及び傷病者の受入れに関する基準について、運用改善のフォローアップを実施。 (受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案3.7% 小児傷病者搬送事案3.1% 救命救急センター等搬送事案4.0% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.9% 産科・周産期傷病者搬送事案4.9% 産科・周産期傷病者搬送事案5.2% (平成23年中) (平成25年2月28日追記) 【23年度】	受入医療機関の選定困難事案の割合の低下【23年度】
	17	心肺機能停止傷病者へ の応急手当実施率(救 急現場において住民に より実施されたもの)	心肺停止傷病者への応急手当実施率 42.7%(平成22年中) 【22年度】	救命入門コース及び救急分割講習を創設し、各都道府県に通知し、各消防本部における救命講習等の環境整備を実施。 い肺停止傷病者への応急手当実施率 43.0%(平成23年中) (平成25年2月28日追記) 【23年度】	実施率の向上 【23年度】

消防団員数の実績は明らかになっていないが、消防常備化進展(昭和30年~昭和40年代)や大学進学率の上昇、就業構造の変化 及び少子化に加え、コミュニティ意識の希薄化等により長期的減少傾向にある一方で、女性団員については入団促進の取組や活動環 |境の整備等により増加傾向にある。 自主防災組織の活動カバー率及び公共施設等の耐震化の実績は明らかになっていないが、「自主防災組織の手引」や「チャレン |ジ!防災48」等の作成など、自主防災組織の結成促進・活性化に向けた取組を実施し、公共施設等耐震化事業による財政支援や「防 |災拠点の耐震化促進資料||を作成するなどの耐震化促進の取組を実施したことで毎年向上している。 「消防の広域化の推進」について、アドバイザーの派遣やセミナーの開催等により、新たに1県で広域化推進計画が策定され、平成 123年4月1日に2件、平成24年4月1日に4件の消防の広域化が実現され、施策の目標の達成に一定の寄与ができた。 住宅火災死者数について、住宅用火災警報器設置対策基本方針を新たに定め、住宅防火対策推進シンポジウムの全国開催など。 ||死者数削減に向けた取組を実施したが、目標を達成できず、死者数が増加した点について、住宅用火災警報器設置対策会議等にお いて検討予定である。 防火対象物定期点検実施率及び特定違反対処物数の改善については、実績が明らかになっていないが、定期点検制度の周知や |違反是正支援アドバイザー制度を活用した各消防本部に対する違反処理の進め方等のアドバイスの実施などにより、それぞれ実施率 |の向上、違反対象物数の改善を図ったことで、施策の目標の達成に一定の寄与ができた。 危険物施設における事故を防止するため、「危険物事故防止アクションプラン」を定めるととともに、全国で危険物事故防止ブロック ||会議を開催し、都道府県、消防本部、事業者等と事故防止に資する情報や認識の共有を図ってきたところ。これらの取組により、平成 19年から平成21年にかけて事故件数は81件減少してきたが、平成23年は平成22年より49件増加し、特に故障や腐食劣化を原因とす る流出事故が増加している。 緊急消防援助隊の機能強化を図るため、補助金等を活用し、車両、航空機等の整備を進め、登録隊数の増加を図り、当該年度目 目標の達成状況 |標を達成した。 市町村防災行政無線の整備実績は明らかになっていないが、補助金の交付等による整備により平成25年度の目標達成に向けて、 |着実に整備が進んでいる。 地方公共団体実施の国民保護訓練については、東日本大震災の影響で実施取りやめの団体があったこと等から、目標を達成でき なかった。 東日本大震災により被災した消防防災施設・設備について、申請団体全てに対し交付決定を行い、当該年度目標を達成した。 国際緊急援助隊として活動する上での知識・技術を向上させるための実践的訓練を全国3会場で約200名の参加者に対し実施し、 |当該年度目標を達成した。 救急救命体制の強化について、いずれも平成23年中の数値は明らかになっていないが、平成22年中の1ヶ月生存率について、、ウ |ツタイン様式に基づく救急搬送記録の収集を開始した平成17年と比較したところ、4.2ポイント上昇している。救急搬送における医療機 |関の受入状況等実態調査については、平成20年から実施し、現在も実態調査を継続中である。また、心肺停止傷病者への応急手当 ||実施率は、平成20年までの上昇傾向から、平成21年以降、42.7%と横ばいとなっており、施策の目標の達成に一定の寄与ができた。 ・本評価書公表時点(平成24年9月7日)で目標の達成状況が不明であった女性消防団員数、防災拠点となる公共施等の耐震率、特 定違反対象物数の改善、市町村防災行政無線(同報系)の整備率、救命率の推移、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急 |政策に関する| 現場において住民により実施されたもの)は目標を達成することができたが、消防団員数、自主防災組織の組織活動カバー率、防災 評価結果 対象物定期点検の実施率の向上、受入医療機関の選定困難事案の割合は目標を達成することができなかった。(平成25年2月28日 追記)。 消防団員数の増加に向けた取組としては、消防団員数が長期的減少傾向にある一方で、女性団員については増加傾向にあること |を踏まえ、引き続き、消防団活動に協力している事業所に対する表示制度、女性団員や学生の団員が増加していることに着目した雑 |誌広告や入団促進パンフレットの等の作成配布、少年消防クラブなど将来の消防団員の担い手育成や各種先進事例の紹介等に努 め、消防団員の確保、消防団の理解促進を図る必要がある。 また、地域における総合的な防災力の強化のため、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の充 |実・強化、住民の防災意識の向上を図るなど、住民と行政が一体となって地域の総合的な防災力を高めていくことが課題である。 財政支援等を通じ、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に負けない施設等の整備を、引き続き進める必要があ 消防の広域化については、関係地方公共団体等の意見を踏まえながら、今後必要な検討を行う必要がある。 年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の推進が課題と lなっており、より一層の普及促進を図っていく。また、昨今のホテルや旅館等の火災も踏まえ、火災被害拡大対策の検討や火災予防行 |政の実効性向上に係る検討など、建築物における防火安全対策が重要な課題となって**いる。** 危険物施設における事故を減らすために、危険物等事故防止対策情報連絡会、危険物事故防止ブロック会議等を行い、事故防止 目標期間終了時点の総括 l対策をより一層推進していく必要がある。 東日本大震災や今後発生が懸念される東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震を踏まえ、「長期に及ぶ消防 |応援活動への対応」、「消防力の確実かつ迅速な被災地への投入」の観点から、緊急消防援助隊の活動がより効果的・効率的に行わ ||れるよう、車両や資機材の整備や消防救急無線のデジタル化を推進するなど、緊急消防援助隊の機能強化を図る必要がある。 災害時における正確かつ迅速な住民への情報伝達の確保を図るためにも、引き続き、防災行政無線の整備を進める必要がある。 国民の保護のための措置に対する国民の理解促進を図るためにも、国、地方公共団体、地域住民等が一体となった共同訓練を実 |施していくとともに、ミサイル発射事案等を踏まえた関係機関と連携した情報伝達試験・訓練の一層の充実を図る必要がある。 海外における大地震発生時の支援体制の強化も重要な課題となっており、引き続き、各種研修・訓練を通じて、国際緊急援助隊救 助チームの一員である国際消防救助隊の迅速かつ効果的な対応体制の向上を図る必要がある。 教急救命体制の強化を図るため、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用改善等による消防機関と医療機関の連携 |強化を図るとともに、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市民による応急 |手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、引き続き、応急手当の普及促進を行う必要がある。 •これらの課題に対し消防庁では、引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発 |活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

学識経験を有する者の知見 の活用

消防防災体制の在り方については、第26次消防審議会や各検討会において、有識者等の意見を聴いたところである。

|政策評価を行う過程におい て使用した資料その他の情

担当部局課室名

• 平成23年版消防白書

http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html

- 第26次消防審議会答申

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h24/240130-1_syobo_taisei_arikata.pdf

- 総務省アクションプラン2012

消防庁総務課 他14課室

http://www.soumu.go.jp/main_content/000130210.pdf

作成責任者名 |消防庁総務課長 室田 哲男

政策評価実施時期

平成24年9月

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
- ※2 基準(値)又は実績(値)を記載。
- ※3 測定指標に対する年度ごとの目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。